

厚生食輸発1120第1号
令和6年11月20日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産きだちとうがらしのヘキサコナゾール)

標記については、令和6年3月28日付け厚生食輸発0328第1号(最終改正：令和6年11月13日付け厚生食輸発1113第1号)により通知したところである。

令和6年9月18日付けで、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、同日から改正された基準値が適用されていることを踏まえ、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
きだちとうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	トリシクラゾール ヘキサコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾール及び基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
きだちとうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	トリシクラゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリシクラゾールが検出されるおそれがあるため。

に改める。